

その他知事が特に必要と認める事業	その他知事が特に必要と認める事業に要する経費について知事が適当と認めた額	10分の6以内
被害木特別駆除	伐倒駆除事業及び特別伐倒駆除事業の困難な場所にある被害木への、航空機を利用して行う薬剤の散布に要する経費について知事が適当と認めた額	10分の6以内

## 2 その他森林病虫害等防除事業

事業の種類	経費	補助率
突発森林病虫害等駆除	知事が必要と認めた森林病虫害等の駆除に要する経費について適当と認めた額	4分の3以内。ただし、国庫補助対象地域以外に係るものにあつては10分の6以内

森林づくりチーム

## 長野県告示第422号

みどりのアクション推進事業補助金交付要綱（平成16年長野県告示第595号）の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

第2の表中みどりづくり活動資材助成事業の項を削る。

第10中「(市にあつては、)」を「(木曾郡にあつては木曾農林振興事務所とし、市にあつては)」に、「地方事務所。」を「地方事務所とする。」に改め、「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加え、「北信地方事務所」を「北信地方事務所とする。」に改める。

森林づくりチーム

## 長野県告示第423号

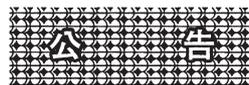
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
川北1号線	木曾郡大桑村大字野尻507番の2地先から 木曾郡大桑村大字野尻201番地先まで 及び 木曾郡大桑村大字殿2072番の1地先から 木曾郡大桑村大字殿1835番の4地先まで	道路改良	平成18年 8月24日

道路チーム



## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称  
塩尻都市計画地域地区（用途地域）
- 2 縦覧場所  
長野県企画局土地・景観チーム及び塩尻市役所

土地・景観チーム

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 8月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ふれあいの里 友遊くらぶ
- 3 代表者の氏名  
邑中亮一
- 4 主たる事務所の所在地  
木曾郡木曾町開田高原末川573番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、不登校及びひきこもり等の青少年や成人と、その家族及び周辺の人々の援助するため、支援活動、相談活動、文化活動に関する事業を行い、もって青少年及び成人の健全育成、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 8月9日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人梓川流域を守る会

- 3 代表者の氏名  
藤澤 繁雄

- 4 主たる事務所の所在地  
長野県松本市安曇209番地1

- 5 定款に記載された目的

この法人は、梓川及びその支流で実施されてきた砂防や治山の歴史を継承し、一層の砂防事業の促進を図るための活動を展開することを基本とし、あわせて松本市安曇地区及び奈川地区の住民等の安全・安心の確保、防災意識の向上、安全なまちづくり、環境の保全等の活動を支援し、公益の増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 7月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人信州・大学地域連携プロジェクト
- 3 代表者の氏名  
鷲見 真一
- 4 主たる事務所の所在地  
長野県松本市大手3丁目3番地5号 多田ビル2階
- 5 定款に記載された目的

この法人の活動目的は、真に自立した地域を支える「産」「官」「学」「民」の連携基盤を構築し、地域の発展に寄与するまちづくりを推進することである。この実現のために、我々は、地域づくりの主体である市民、企業、行政の各セクターと、大学との実質的な交流を促進するさまざまな事業をおこない、地域の知と大学の知が会おう場を創出する。この出会いのなかから、大学と地域との協働を促し、大学の保有する多様な知的資源を地域の問題解決に役立てることで、上記の目的の達成を目指す。

NPO推進チーム

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日  
平成18年 8月 8日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人メンタルサポート駒の杜

- 3 代表者の氏名  
松崎 澄子

- 4 主たる事務所の所在地  
駒ヶ根市飯坂1丁目17番6号

- 5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者が地域での生活が成り立つよう、共同住居を提供すると共に、様々な方法で生活のしづらさを援助し、共に地域で生きる社会をつくる。また、地域で精神障害者を支えるスタッフの資質向上をするための研修及び仲間づくりを行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入をする物品等及び数量  
一般事務用パーソナルコンピュータ373台及び周辺機器一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成18年11月1日から平成19年3月31日まで
  - (4) 借入場所  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者とします。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部情報政策チーム  
電話 026 (235) 7071

## 4 入札説明会の日時及び場所

- (1) 日時 平成18年9月7日 午後2時から  
(2) 場所 長野県庁 西庁舎303号会議室

## 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成18年10月4日 午前10時から  
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成18年10月3日 午後5時  
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県総務部情報政策チーム
- (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (7) 契約書作成の要否  
要します。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者として決定します。

## 6 その他

詳細は、入札説明書によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:  
373 personal computers with peripherals
- (2) Lease Duration:  
From November 1, 2006 until March 31, 2007
- (3) Delivery places:  
As mentioned in the tender description
- (4) Contact place for information about the tender;  
description / conditions / and other inquiries:  
Information Policies Division, General Affairs  
Department  
692-2 Aza Habashita Oaza Minaminagano Nagano  
City  
TEL: 026-235-7071 (Contact for inquiries)
- (5) Time and place for the tender and bid opening:  
Time: 10:00AM October 4, 2006  
Place: Conference Room 106, Nagano Prefectural  
Government West Annex 1F
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery  
location:  
Time: 5:00PM October 3, 2006  
Place: Information Policies Division, General Affairs  
Department  
380-8570 (Exclusive postal code for Nagano  
Prefectural Government)

情報政策チーム

## 公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録しました。

平成18年8月24日

長野県知事 田中康夫

登録年月日	登録の有効期間	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成18年 8月18日	平成18年 8月18日から 平成21年 8月17日	長野県 第887号	乾燥菌体肥料	KM-1	窒素全量 4.0% りん酸全量 1.0% その他の規格 含有を許される有害 成分の最大量及びそ の他の制限事項は、 公定規格のとおり。	カンロ株式会社 東京都中野区新井 2丁目10番11号

食の安全・生活衛生チーム

## 公告

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第21条第3項の規定により 長野県知事 田中康夫、上松町長 田上正男、南木曾町長 宮川正光、大桑村長 長岡始 から評価書及び要約書の送付を受けたので、同条例第22条の規定により次のとおり公告し、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

長野県知事 田 中 康 夫 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
 上松町長 田 上 正 男 長野県木曾郡上松町駅前通り2-13  
 南木曾町長 宮 川 正 光 長野県木曾郡南木曾町読書3668-1  
 大桑村長 長 岡 始 長野県木曾郡大桑村大字長野2778

## 2 対象事業の名称、種類及び規模

## (1) 名称

（仮称）木曾川右岸道路（南部ルート）建設事業

## (2) 種類

道路の新設

## (3) 規模

延長約22km

（うち、森林の区域等延長約14～18km）

## 3 対象事業実施区域

木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡大桑村、岐阜県中津川市

## 4 関係地域の範囲

木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡大桑村、岐阜県中津川市

## 5 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県生活環境部地球環境チーム、 長野県木曾地方事務所環境チーム、上 松町役場、上松町公民館、南木曾町役 場、南木曾会館、大桑村役場及び岐阜 県中津川市山口総合事務所	平成18年8月24日（木）から平成18年9月25 日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前8時30分から 午後5時まで

地球環境チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入をする物品等及び数量

風向・風速自動測定記録計（超音波式） 1台

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成18年11月1日から平成19年3月31日まで

## (4) 借入場所

長野市安茂里字米村1978

環境保全研究所安茂里庁舎（大気測定車あおぞら3号）

## (5) 入札方法

賃貸借料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とす

るので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部地球環境チーム大気保全ユニット

電話 026 (235) 7177

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年9月5日 午前10時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

##### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年9月4日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県生活環境部地球環境チーム大気保全ユニット

##### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

##### (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

##### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

地球環境チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年8月24日

長野県知事 田中康夫

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 借入をする物品等及び数量

大気常時監視オンラインシステム 1式

##### (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

##### (3) 借入期間

平成18年12月1日から平成19年3月31日まで

##### (4) 借入場所

仕様書のとおり

##### (5) 入札方法

賃貸借料の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とす

るので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

#### 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県生活環境部地球環境チーム大気保全ユニット

電話 026 (235) 7177

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年9月5日 午前10時40分

イ 場所 長野県庁 西庁舎108号会議室

##### (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年9月4日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県生活環境部地球環境チーム大気保全ユニット

##### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

##### (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

##### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

#### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

地球環境チーム

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年 8月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルタウン  
飯田市一色456

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マイカル  
大阪市中央区久太郎町3-1-30

## 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	変 更 前	変 更 後
名 称	株式会社マイカル	株式会社マイカル
住 所	大阪市中央区久太郎町3-1-30	大阪市中央区久太郎町3-1-30
代表者の氏名	岡 田 元 也	川 本 敏 雄

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3-1-30	岡 田 元 也
株式会社大谷	中蒲原郡亀田町亀田工業団地1-3-5	大 谷 勝 彦
株式会社ロン・都	長野市新田町1482	宮 内 義 人
株式会社ビーンズ	飯田市主税町28	佐々木 滋
原田 英史	高森町下市田2964	
中山 多美子	飯田市中央通り4-31	
有限会社ヤマダドレス	松本市中央2-5-4	山 田 四 郎 吉
杉田 正勝	富山市原233-3	
株式会社いちかわ	豊科町豊科272-10	市 川 幸 枝
有限会社稲垣商事	伊那市大字伊那5237-1	稲 垣 博 司
株式会社一真堂貴金属店	飯田市鼎一色111	岩 間 博 明
株式会社一真堂メガネ店	飯田市鼎一色111	岩 間 博 明
中部クロックハウス株式会社	東京都杉並区荻窪5-20-10	大 野 禄 一 郎
有限会社リバース	山梨市東後屋敷569	川 野 仁 宏
有限会社サンヨーエージェンシー	大垣市外淵2-38	河 合 宏 光
有限会社ドリームワークス	飯田市東新町2-1-1	竹 松 宏 之
有限会社一不二	飯田市知久町1-8	酒 井 建 至
株式会社かめや	諏訪郡原村11122-1	吹 上 孝 文
有限会社竜水食品協業組合	飯田市松尾明7851-3	宮 内 政 美
株式会社ヨシダ魚よし	松本市大字笹賀7600-41	吉 田 弘 道

株式会社丸越	名古屋市天白区道明町71	野田 幸 雄
ラブリークリーン株式会社	岐阜市加納寿町2-5	井 上 武
株式会社キング	東京都品川区西五反田2-14-9	山 田 幸 雄
ツーハズ株式会社	名古屋市南区砂口町120	服 部 峰 一

(変更後)

名 称	住 所	代 表 者
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3-1-30	川 本 敏 雄
株式会社大谷	中蒲原郡亀田町亀田工業団地1-3-5	大 谷 勝 彦
株式会社ロン・都	長野市新田町1482	宮 内 義 人
株式会社ビーンズ	飯田市主税町28	佐々木 滋
原田 英史	高森町下市田2964	
中山 多美子	飯田市中央通り4-31	
有限会社ヤマダドレス	松本市中央2-5-4	山 田 四郎吉
杉田 正勝	富山市原233-3	
株式会社いちかわ	安曇野市豊科272-10	市 川 幸 枝
有限会社稲垣商事	伊那市大字伊那5237-1	稲 垣 博 司
株式会社一真堂貴金属店	飯田市鼎一色111	岩 間 博 明
株式会社一真堂メガネ店	飯田市鼎一色111	岩 間 博 明
中部クロックハウス株式会社	東京都杉並区荻窪5-20-10	大 野 禄一郎
有限会社リバース	山梨市東後屋敷569	川 野 仁 宏
有限会社サンヨーエージェンシー	大垣市外淵2-38	河 合 宏 光
有限会社ドリームワークス	飯田市東新町2-1-1	竹 松 宏 之
有限会社一不二	飯田市知久町1-8	酒 井 建 至
株式会社かめや	諏訪郡原村11122-1	吹 上 孝 文
有限会社竜水食品協業組合	飯田市松尾明7851-3	宮 内 政 美
株式会社ヨシダ魚よし	松本市大字笹賀7600-41	吉 田 弘 道
株式会社丸越	名古屋市天白区道明町71	野田 幸 雄
ラブリークリーン株式会社	岐阜市加納寿町2-5	井 上 武
株式会社キング	東京都品川区西五反田2-14-9	山 田 幸 雄
ツーハズ株式会社	名古屋市南区砂口町120	服 部 峰 一

4 変更した年月日

平成18年5月25日

5 届出年月日

平成18年8月7日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策チーム又は長野県下伊那地方事務所産業労働チーム

7 縦覧の期間

平成18年8月24日から平成18年12月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。